

労務管理のアドバイス 受けてみませんか？

無料で!



自動車運転の業務について、これまで適用猶予されていた時間外労働の上限規制が、令和6年4月1日から適用されます。それに伴い、改善基準告示も令和4年12月に改正、令和6年4月に施行が予定されており、今後ますます労務管理が重要となっていきます。

奈良労働局では、労務管理についてのお悩みを解消するため、社会保険労務士である労働時間管理適正化指導員を無料で派遣いたします。

下記に必要事項をご記入の上、メール又はFAXにてお申し込みください。折り返し担当よりご連絡いたします。

下記に一つでもお心当たりのある事業主の皆様、ぜひお申し込みください!!

- 労働時間の上限規制について詳しく知りたい
- 改善基準告示について再度確認しておきたい
- 一部の従業員が年次有給休暇を年に5日以上取れてない
- その他、労務管理でお悩みの方



個別訪問 利用申込書

事業場名	(支店、営業所等の名称まで記入して下さい)		
代表者職氏名		記入担当者	
所在地・電話	電話() - / FAX() -		
訪問希望日	第1希望	月	日 (午前希望/午後希望/どちらでも調整可能)
	第2希望	月	日 (午前希望/午後希望/どちらでも調整可能)
お悩み事など			

※相談時間帯は、月曜日から金曜日の10時～15時頃の間で1時間程度とさせていただきます。

※「労働時間管理適正化指導員」とは、主に長時間労働対策に関する助言・指導等を行う非常勤の国家公務員です。事業場の労務管理に関するご相談に応じます。

申込先：奈良労働局 労働基準部 監督課

E-mail：kantokuka-narakyoku@mhlw.go.jp

FAX：0742-32-0212